

『蘭領東インド外交文書集』(2)―オランダ東インド会社とグロティウス―

解題：大東敬典

翻訳：大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子

【解題】

海洋の自由

本稿は、『蘭領東インド外交文書集 (Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum)』(以下Corpusと記す) から、マラッカとペルシアに由来する2通のオランダ語文書を訳出し、若干の解説を加えるものである。

筆者は先の『東京大学史料編纂所研究紀要』第32号に掲載の機会を得、『蘭領東インド外交文書集』を題材に、オランダ東インド会社 (Verenigde Oostindische Compagnie) がアジア各地の政治的支配者と結んだ合意について述べた¹。締結された合意は様々な名称で呼ばれ、形式・内容においても多様であったが、一般に契約 (蘭: contract) と呼ばれていた。こうした会社の合意について、これまで多くの研究が特定の地域でなされた個別の合意を究明してきたが、アジア各地の相当数の事例から全体の性格を把握しようという試みは不足している。以下に取り上げる研究は、そうした作業を行った貴重な研究で、いずれもオランダの法学者フーゴー・グロティウス (Hugo Grotius, 1583-1645) の法理論との関係を論じるものである。

1602年オランダ東インド会社設立当時、ヨーロッパ=アジア間貿易の大部分は、他のヨーロッパ諸国に先んじてアジアへの航路を開拓したポルトガルとスペインの2王国によって占められていた。ポルトガルは、15世紀末に喜望峯経由でインド洋に到達し、ゴアからさらに東南アジアや東アジアの海域へ向かう東回り航路を發展させた。対するスペインは、16世紀はじめにマゼラン海峡を通り太平洋、東南アジア海域へと向かう西回り航路を開き、16世紀後半からはアカプルコとマニラを結ぶ航路を發展させた。両国は、1580年から1640年までの間ともにスペイン国王を君主とする同君連合をなし、アジアで獲得した香辛料をはじめとする商品をヨーロッパ市場にほぼ独占的に供給し、莫大な収益を得ていた。オランダ東インド会社はこうしたポルトガル・スペインの独占を打破すべく、とくに行動圏の重なるポルトガルの海上勢力に対して積極的な攻撃を開始した。これはオランダ連邦共和国がスペイン王国に対する独立戦争を遂行中であったことにも起因するが、1603年、マラッカ海峡で拿捕されアムステルダムに連行されてきたポルトガル商船サンタ・カタリナ号をめぐる、その捕獲の正当性についてオランダ国内で論争が起こった²。ここでグロティウスは会社の法律顧問となり、オランダの捕獲行為の合法性を主張し、会社の立場を支持する論陣を張ったのであ

¹ 大東敬典解題／大東敬典・久礼克季・富田暁・松方冬子訳『『蘭領東インド外交文書集』』『東京大学史料編纂所研究紀要』第32号、2022年、23-35頁。

る。会社の要請を受けてラテン語で執筆された『捕獲法論 (*De jure praedae*)』はグロティウス自身によって出版されることはなかったが、1609年、彼はその第12章に多少の修正を施し『自由海論 (*Mare liberum*)』を公刊した。そこにおいて彼は、自然法 (*jus naturae*) と万民法 (*jus gentium*) の原則に従い、アジア諸地域に対するポルトガルの所有権 (支配権) を否認し、航行及び通商がすべての国民に自由であると説いて、改めて会社のアジア貿易への参入を支持したのである³。

グロティウスと契約

著名な国際法学者C. H. アレクサンドロヴィッチ (1902-75) は、論考「フレイタス対グロティウス」の中で、この時グロティウスが、オランダ東インド会社がアジアの君主たちと結んだ合意を参照した可能性に言及する。アレクサンドロヴィッチは、グロティウスが『自由海論』第2章において、ジャワ・セイロン (現スリランカ)・マラッカの統治者たちの主権 (*sovereignty*) を認めていると主張し、グロティウスはそうした認識を会社の関連文書の徹底的な調査によって得たに違いないと述べた。アレクサンドロヴィッチがそう確信した理由は、彼自身Corpus所収の会社の合意文書を参照し、当時のアジアの統治者たちには万民法 (*the law of nations*) のもとで主権が与えられていたと考えていたからであった⁴。

最近では、オランダの法学者J. A. Somersも、オランダ東インド会社とアジアの支配者たちの合意から、会社は万民法 (蘭: *volkenrecht*) のもとで支配者たちを「主権的・国家的存在 (蘭: *soevereine, statelijke entiteiten*)」と見なしていたと考える。Somersの主たる関心は、会社が在地の有力者と関係を結ぶにあたり、主権者 (蘭: *soeverein*) であるオランダ連邦議会 (*Staten-Generaal*) を代表したのか、単独に事実上の国家 (蘭: *staat*) として振る舞ったのかである。この点を明らかにするために、Somersは、Corpusに収められたジャワ、モルッカ諸島、セイロン、喜望峰の合意文書を対象に、文書が連邦議会の名において作成されたのか、会社名義で作成されたのかを検討している⁵。

オランダ東インド会社は、アジア進出後まもなくモルッカ諸島に地歩を固めることに成功したが、ポルトガル同様、同地における香辛料貿易の独占を企図し、後続してくるイギリス東インド

² 松隈清『グロチウスとその時代—生誕400年を記念して—』九州大学出版会、1985年、59-61頁; 柳原正治『グロティウス』清水書院、2014年、36-40頁。A. Clulowは、同論争を初期の日蘭関係史の一背景として取り上げている。A. Clulow, *The Company and the Shogun: the Dutch Encounter with Tokugawa Japan* (New York: Columbia University Press, 2014), 147-51.

³ 伊藤不二男『グロティウスの自由海論 (オンデマンド版)』有斐閣、2005年。『自由海論』は最初匿名で刊行され、オランダ語版が出版された1614年に、グロティウスが著者であることが明かされた。また後年に執筆された主著『戦争と平和の法 (*De jure belli ac pacis*)』についても、『捕獲法論』を基礎として体系化されたという見解が存在する。グロティウスの人生と学説については、松隈前掲書、柳原前掲書を参照。

⁴ C. H. アレクサンドロヴィッチ「フレイタス対グロティウス」D. アーミテージ・J. ピッツ編/大中真ほか訳『グローバルヒストリーと国際法』日本経済評論社、2020年、119-24頁。アレクサンドロヴィッチは、19世紀以前の中国と日本については、わずかな例外を除きヨーロッパ諸国と通交を有していなかったとし、あまり検討していない(アレクサンドロヴィッチ『グローバルヒストリーと国際法』116頁)。

⁵ Somersは、強力な王権が存在した日本・中国・ペルシアにおいては、会社の立場は服従的で、万民法の実践はほとんど見られなかったとし、それらの地域を考察対象から外している。J. A. Somers, *De VOC als volkenrechtelijke actor* (Rotterdam: Sanders Instituut, 2001)。

会社（Governor and Company of Merchants of London Trading into the East Indies）を排除しようとする攻撃を行うようになった。こうした中1613年と1615年に二国間協議が開催され、通商自由を求めるイギリス側に対して、オランダ代表団の一員であったグロティウスは、オランダ東インド会社と現地の支配者がすでに結んでいる売買契約が優先されるべきであると主張し、むしろイギリス側による妨害を批判した。こうした契約履行を第一とするグロティウスの主張については、彼の『自由海論』の主張との適合性や、西洋の植民地主義及び帝国主義との関係などをめぐり多くの研究がなされてきたが⁶、近年、英語圏で活躍するオランダ人法制史家J. van Ittersumは、グロティウスがどの程度モルッカ諸島の状況を把握していたのかを調査した。Van Ittersumによると、グロティウスは契約が双方の自由意志によるものであると主張するが、現地の人々は会社によって契約を強制され航行・通商の自由を奪われており、グロティウスはそうした事実を伝える資料を所持していたものの、ほとんど注意を払っていなかったという⁷。実際の契約を収録する文献として、Van IttersumはCorpusを参照している⁸。

グロティウスが「契約違反者」に対する実力行使を否定しない点に関して、オランダの政治思想家A. WeststeijnもCorpusに依拠し、17世紀、オランダ東インド会社が実力行使容認の方針をもって独占交易を目指したことを論じる。Weststeijnは、会社が当初モルッカ諸島の有力者たちと結んだ契約は、対ポルトガル軍事同盟と、現地側がオランダ人にもみ香辛料を販売することを定めるものであったが、その内容はまもなく一変したと述べる。すなわち、バンダ諸島などにおいて会社は、香辛料の独占供給が守られていないことを理由に現地政権を軍事的に圧迫し、新たな契約を強いてオランダの支配及び独占交易を認めさせたという。Weststeijnは、マラッカ、セイロン、マカッサルにおいても、会社は契約を梃子に植民地権益を拡大させたと述べている⁹。

これらの研究は、グロティウスの自然法及び万民法に関する理論や彼の植民地主義との関わりから、オランダ東インド会社とアジアの支配者との合意について多くの情報を提供する。その一

⁶ グロティウスとオランダの植民地主義との関係を論じる近年の研究には以下がある。E. Keene, *Beyond the Anarchical Society: Grotius, Colonialism and Order in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 2002); E. Wilson, *The Savage Republic: De Indis of Hugo Grotius, Republicanism, and Dutch Hegemony within the Early Modern World System (c. 1600-1619)* (Leiden: Martinus Nijhoff, 2008); H. Blom, ed., *Property, Piracy and Punishment: Hugo Grotius on War and Booty in De iure praedae: Concepts and Contexts* (Leiden: Brill, 2009).

⁷ M. J. van Ittersum, *Profit and Principle: Hugo Grotius, Natural Rights Theories and the Rise of Dutch Power in the East Indies, 1595-1615* (Leiden: Brill, 2006), 359-483.

⁸ Ittersum, *Profit and Principle*, 435. P. Borschbergも、グロティウスのアジア認識は、アレクサンドロヴィッチなどが考えるよりもずっと限定的であったことを指摘する。P. Borschberg, *Hugo Grotius, the Portuguese and Free Trade in the East Indies* (Singapore: NUS Press, 2011).

⁹ Weststeijnは、会社が地域の政権に対して従属的な立場にあった日本や中国についてはこの限りではないとする。A. Weststeijn, "Love Alone is Not Enough: Treaties in Seventeenth-Century Dutch Colonial Expansion," in *Empire by Treaty: Negotiating European Expansion, 1600-1900*, ed. S. Belmessous (New York: Oxford University Press, 2015), 19-44. Van Ittersumもバンダ諸島を対象に同様の議論を行う。M. J. van Ittersum, "Empire by Treaty?: The Role of Written Documents in European Overseas Expansion, 1500-1800," in *The Dutch and English East India Companies*, ed. A. Clulow and T. Mostert (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2018), 153-77.

方、分析対象とされた会社の合意文書についてはなお精緻な研究を要する。上記の研究は、合意文書を条約（英：treaty、蘭：verdrag）、契約（英・蘭：contract）などと総称するが、文書そのものの名称や種類、形式の多様さにはあまり注意を払っていない。また対象地域が東南アジアと南アジアの諸地域にほぼ限定されている。しかし最大の問題は、主要典拠のCorpusの編纂方針に対する検討が十分になされていないことである。Somersは同書の編纂意図などについて考察するが、その視角は万民法に限られている¹⁰。

3つの「契約集」

前号において述べた通り、Corpusは、オランダ東インド会社の合意文書をおよそ1,200点収録し注釈を施した全6巻からなる史料集である。同書は20世紀前半に、オランダの植民地権益の歴史的発展を研究する目的で、オランダの歴史家のJan Ernst Heeres（1858-1932）とFrederik Willem Stapel（1879-1957）によって編纂され刊行された。Corpusの最大の特徴は、オランダ東インド会社に伝存する「契約集（Contractboeken）」（以下CBと記す）と呼ばれる文書史料に主に依拠したことであった。CBは、少なくとも会社の二大支部（Kamer）であるアムステルダム支部とゼーラント支部、そしてバタフィア総督府（Hoge Regering）の3ヶ所に、それぞれ別のものが伝わり、Corpusの編者はアムステルダムCBを主要典拠としながら、欠けている文書をゼーラントCBやバタフィアCB、さらに他の会社文書によって補充した。

しかし、肝心の3つのCBがいつ、どこで、誰によって、何のために作成されたものなのかよくわかっていない。

まずアムステルダムCBは、現在オランダ国立文書館所蔵オランダ東インド会社文書に保存されている。アムステルダムCBは5巻からなり、それぞれ1596～1662年、1658～69年、1623～85年、1684～1701年、1701～42年の合意文書を取める¹¹。収録文書が1596年から始まるのは、遠国会社（Compagnie van Verre, 1594-98）をはじめとする先駆諸会社（voorcompagnieën）の文書も含まれるためである¹²。なお第5巻の後には、わずかながら1753年以降の合意文書が未製本のまま保管されている¹³。

アムステルダムCBの成り立ちについては、同史料に数カ所、バタフィア総督府において原本との照合が行われた跡が存在することが知られるだけである¹⁴。例として、第3巻は4つの部分

¹⁰ SomersはCorpus所収の合意文書を「万民法文書（volkenrechtelijke documenten）」と呼んでいる。Somers, *De VOC*, 2.

¹¹ ただし、各巻の背表紙には、No. 1、No. 2、No. 3、No. 4A、No. 4の番号がふられている。Nationaal Archief, Den Haag, Verenigde Oostindische Compagnie (VOC), nummer toegang 1.04.02, inventarisnummers 4777, 4779-4782. 各巻の構成の概要については、Heeresの解説を参照。*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum: verzameling van politieke contracten en verdere verdragen door de Nederlanders in het Oosten gesloten, van privilegebrieven aan hen verleend, enz.*, 6 vols. Vols. 1-2, ed. J. E. Heeres; Vols. 3-6, ed. F. W. Stapel (The Hague: Martinus Nijhoff, 1907-55), 1:xxii-xxiv; 2:xix-xx.

¹² 遠国会社の他に、旧会社（Oude Compagnie, 1598-1600）、新ブラバント会社（Nieuwe Brabantsche Compagnie, 1599-1600）、アムステルダム東インド会社（Oost-Indische Compagnie te Amsterdam, 1600-02）の文書が含まれる。

¹³ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4783.

¹⁴ *Corpus diplomaticum*, 2:xx.

からなり、第2部の末尾に「我々以下に署名する者は、先に掲げたマラバールで土着王侯等と結ばれた契約 (contracten) の照合 (collationeren) を特別に委任され、それらが原本 (zijn principael) と一致することを確認した。1684〔あるいは1689〕年11月30日バタフィア城において (Batavia in 't Casteel)、Gerrit van den Bergh, Isaacq Carissen, N. v. Doeyenburg」と記されている¹⁵。

次にゼーラントCBも、オランダ国立文書館収蔵オランダ東インド会社文書内に、目録上「アジアの君主との条約」の名前で収められている¹⁶。「アジアの君主との条約」は4点の史料からなり、各々1612～1773年、1674～83年、1684～1701年、1738～42年の合意文書を収録する。最初の冊は、コロマンデルとその周辺部で作成された合意文書を専ら集めたもので、Heeresは同冊のみゼーラントCBとする¹⁷。しかし彼は他の冊も利用しており、ここでは全冊ゼーラントCBとしておく。

ゼーラントCBの編纂については先行研究では言及されていない。しかし第2冊のはじめに付せられた目次は次のように述べる。

本国 (patria) に発送された1669年から1684年6月19日までの契約—後ろの年〔1684年〕の12月3日〔のもの〕も含む—の目録を、バタフィア城の総務局 (generale secretarie des Casteels Batavia) にある「契約集 (Contractboeken)」と対照した際に (bij vergelijking)、まだ最初に述べた場所〔本国〕に欠けていることが判明した契約等の覚書¹⁸

ここで言及されているバタフィア城の総務局 (generale secretarie) とは、バタフィア総督府において文書行政の中核を担った部局である。総務局は、オランダ本国、とくにアムステルダム支部とゼーラント支部、及びアジア各地の出先機関との通信、総督府の会議資料の作成等、様々な書記業務に携わった。N. Vriendの研究によると、1745年、同局には「照合官 (collationist)」と呼ばれる9名の専門職員がおり、本国向け書類の収集を行っていた¹⁹。これらのことから、総務局は「契約集」の作成にも従事しており、すでに本国に送られた契約の目録と対照させて、未送の契約の確認・発送を行ったことがわかる。

最後にバタフィアCBについては、Corpus編纂以来調査がなされておらず、所在不明である。成立事情についてもわからない²⁰。

以上CBの成り立ちに関する限られた情報を挙げたが、おそらくCBは、オランダ東インド会社

¹⁵ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4780, fol. 539v. 他の照合跡には、1685年11月30日と1701年9月25日の日付が見られる。inv.nr. 4780, fol. 635r; 4781, p. 563.

¹⁶ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nrs. 11193-11196.

¹⁷ *Corpus diplomaticum*, 1:xv,xxiv.

¹⁸ NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nrs. 11194, register.

¹⁹ 18世紀、総務局には平均95名の職員が勤務し、バタフィア総督府勤務者の約2～3パーセントを占めた。N. Vriend, "An Unbelievable Amount of Paper: The Information System and Network of the Dutch East India Company," in *Colonial Legacy in South East Asia: The Dutch Archives*, ed. Ch. Jeurgens, T. Kappelhof, and M. Karabinos (The Hague: Stichting Archiefpublicaties, 2012), 73-74.

²⁰ インドネシア国立文書館 (Arsip Nasional Republik Indonesia) 収蔵「オランダ東インド会社及びその後継機関の総督並びに東インド評議会 (政庁) 文書、1612～1812年 (Archief van de gouverneur-generaal en raden van Indië (Hoge Regering) van de Verenigde Oostindische Compagnie en taakopvolgers, 1612-1812)」の中に保存されている可能性がある。L. Balk et al., *The Archives of the Dutch East India Company (VOC) and the Local Institutions in Batavia (Jakarta)* (Leiden: Brill, 2007), 263-64.

の活動期間にバタヴィア総督府の総務局において作られ、定期的に贍本がアムステルダム支部とゼーラント支部に送られたのだろう。しかしそうとすれば、なぜアムステルダムCB、ゼーラントCB、バタヴィアCBの内容に相違があるのかという疑問が出てくる。バタヴィアはアムステルダムとゼーラントに異なる合意文書を送付したのだろうか。それとも受信側で取捨選択し自己のCBを編んだのだろうか。あるいは両方か。いずれにしても各CBは何らかの意図をもって編纂・保管されたと見ることができるが、その内容はCorpusにおいても同書を用いた研究においても検討されることはなかったのである。

翻訳史料について

以上を踏まえて、オランダ東インド会社の合意文書に考察を加えてみたい。以下、Corpus所収「マラッカ1641年8月15日付文書」「ペルシア1652年4月10日～5月9日付文書」を紹介し、その全訳を掲載する。いずれもCorpusの基底をなすアムステルダムCBから採録されたものである。

1511年以来ポルトガルの支配下にあったマラッカは、17世紀に入るとオランダ東インド会社の激しい攻撃対象となった。マラッカ海峡をめぐるオランダとポルトガルの抗争がグロティウスの言論活動の一つの重要な背景となったことは先に述べた。1640年末、会社はジョホール王国の助力を得てマラッカを封鎖し、翌年1月ついに陥落させた。「マラッカ1641年8月15日付文書」は、会社が近隣地域のナニンに支配を広げるべく、同地の「首長 (capiteijn)」及び「長老たち (ousten)」と結んだ23カ条の「条項及び条件 (Artijkelen ende conditien)」を記したものである。合意文は、オランダの体制への排他的服従、ナニン住民に対する課税、ナニン=マラッカ間の交易及び移動の管理、オランダ側への俘虏・武器・軍需品の引き渡し、キリスト教徒の保護等を取り決める。ここで確認したいのは、文書冒頭にこれらの事柄が二者間で合意されたことが明記されている点である。すなわち「一方は (ter eenre) 東インド評議員外参事及びマラッカ市と要塞の長官ヨハン・ファン・トゥイスト並びに同閣下の評議会と、もう一方は (ter andere zijde) 首長トウレツラ・バラワンと、ナニン及び周辺村落の長老たちであるラジャ・メラ [中略] との間で合意され、結ばれ、定められた条項及び条件」とある。このように両当事者の合意であることを明示する文書は、アムステルダムCBにとくに多く、Corpusにも多数採録されている。先に見たSomers、Van Ittersum、Weststeijnの研究は主にこの形式の文書を用いている。

しかし、アムステルダムCBはこの他にも様々な形式の文書を取める。「ペルシア1652年4月10日～5月9日付文書」は、サファヴィー朝の君主アッバース2世 (在位1642～66年) がペルシア湾の港バンダレ・アッバースの知事に与えたペルシア語「命令書 (Bevelschrift)」のオランダ語訳である。このアッバース2世の命令書は、オランダ東インド会社の要請を受け、先代サファイー1世 (在位1629～42年) の命令を更新したもので、発令日はヒジュラ暦1062年ジュマダー・アル=アウワル月 (グレゴリオ暦1652年4月10日～5月9日) と記されている²¹。この文書もまたポルトガルの海上勢力に対する会社の捕獲行為に関するものである。サファヴィー朝期、オランダ東インド会社は1623年よりバンダレ・アッバースに、ポルトガルは1630年頃から近隣の港バン

²¹ この時サファヴィー朝宮廷との交渉にあたったヨアン・クネウス (Joan Cunaeus) の使節日記にも同文書が収録されており、そこでは発令日は1653年5月と書かれている。C. Speelman, *Journal der reis van den gezant der O. I. Compagnie Joan Cunaeus naar Perzië in 1651-1652*, ed. A. Hotz (Amsterdam: Johannes Müller, 1908), 263-64.

ダレ・コングに拠点を構え、ともにペルシアとの貿易に従事したが、両者はペルシア湾や周辺海域において熾烈な抗争を繰り広げた²²。1652年の命令書において王は、オランダ人がポルトガル船を拿捕した場合、その貨物を、そこに他商人の交易品が含まれない限り「戦利品 (buijt)」として収奪することを認め、バンドレ・アッパーズの知事に対し介入することのないよう命じている。ペルシア語原本の所在は今日確認されていないため、元の正確な書式はわからないが、ここでは、会社が王の命令書とする文書がアムステルダムCBに収載されている点に注意したい。すなわち、同文書が会社の結んだ契約の一つとして認識されていたことがわかる。アジアの有力者が発行した種々の命令書のオランダ語訳は、アムステルダムCBに多量に存在し、Corpusにも収められて、会社の合意文書に顕著な特徴的形式でありながら、これまで総合的に研究されてこなかったのである。

[付記]本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点特定共同研究（海外史料領域）「モンズーン文書・イエズス会日本書翰・VOC文書・EIC文書の分野横断的研究」、同「本所所蔵在外日本関係史料の多角的利用のための翻訳研究」、JSPS科研費20K22012・21H04355、鹿島学術振興財団研究助成「外交の世界史の構築—15～19世紀ユーラシアにおける交易と政権による保護・統制—」（代表：松方冬子）による成果の一部である。

【 翻 訳 】

凡例

- ・『蘭領東インド外交文書集』では、通常オランダ語テキストの冒頭に編者による解説が付されており、それも訳出した。
- ・原注の訳出に加え、必要に応じて訳注を記し、その旨を明記した。
- ・適宜原語を挿入し、（ ）を付した。
- ・原文に（ ）がある場合は（ ）を付け、“ ”がある場合は「 」を付した。
- ・文意を明確にするために翻訳者が挿入した字句には、〔 〕を付した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』は人名や書名などを簡略に記す傾向があるが、訳出に際しては適宜復元し、〔 〕で示した。
- ・『蘭領東インド外交文書集』の頁数は〔 〕で示した。
- ・原史料に見られるオランダ人によるアラビア語・ペルシア語の音写については、それに対応する語を、Brill社刊行*Encyclopaedia of Islam Online, Third Edition*の規則に従いローマ字表記し、〔 〕で示した。

²² 1641年、オランダ連邦共和国とポルトガル王国はハーグにおいて10年間の停戦条約を締結したが、インド洋西海域において争いが止むことはなかった。W. Floor, *The Persian Gulf: A Political and Economic History of Five Port Cities, 1500-1730* (Washington, DC: Mage Publishers, 2006), 447-49.

マラッカ 1641年8月15日¹

「契約集 (Contractboek)」より²。

[p. 349]

マラッカは、(1633年以來の) 8年間の包囲とほぼ半年にわたる実際の攻城戦の後、1641年1月14日に征服された。(『マレー半島におけるオランダ人の歴史に関する資料』[P. A. Tiele and J. E. Heeres, eds., *Bouwstoffen voor de geschiedenis der Nederlanders in den Maleischen Archipel*] 第2巻、81頁など、[同書] 第3巻、12頁以降、『バタフィア城日誌』³など有名な典拠や文献を参照) [マラッカ] 要塞の最初のオランダ人長官ヨハン・ファン・トゥイスト (Johan van Twist)⁴を悩ませ続けた多くの懸念の一つは、周辺のマレー人諸部族との関係であった。とくに近接するナニン (Naning) 「及びその周辺村落」との「いくらかの協議や討議の後」、1641年8月、下記の「合意 (accord) に至った」。それは、先のポルトガルに代わって当該地域におけるオランダの支配的立場 (suprematie) を法的に (in rechte) 確立した。(『バタフィア城日誌1640~1641年』367頁。[同書] 460 [-64] 頁には同契約の写しが掲載されている。また『バタフィア城日誌1641~1642年』78頁も [参照]。)

一方は東インド評議会員外参事及びマラッカ市と要塞の長官 (gouverneur over de stadt ende fortresse van Malacca) ヨハン・ファン・トゥイスト並びに同閣下の評議会 (syn Ed^{es} Raden) と、もう一方は首長 (capiteijn) トウレラ・パラワン (Toulella Palawan) と、ナニン (Naningh)⁵ 及び周辺村落の長老たち (ousten) であるラジャ・メラ (radia Mera)、ペルパテイ (Perpatij)、ロワタン (Lowatan)、マランガ (Maranga)、マッタマツラ (Mattamarra) 及びバンサ・デライエ (Bansa deraije)⁶との間で合意され、結ばれ、定められた条項及び条件 (Artijkelen ende conditien)

[1.]

初めに、前述の首長及び長老は、全住民の名において、高名なるネーデルラント連邦議会の閣下方 (Hoogh ende Mogende H^m Staten Generael van de Vereenighde Nederlanden)、オラニエ公等であるフレデリック・ヘンドリック殿下 (Zijn Hoogheijt ende Vorstelijcke Genade Frederick Hendrick, prince van Orangien etca)、同地の連合東インド会社重役方 (Bewinthebberen der

¹ 訳注: *Corpus diplomaticum*, I:doc. 138, 349-56.

² 訳注: NL-HaNa, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4777, pp. 300-09.

³ 訳注: J. A. van der Chijs et al., eds., *Dagh-Register gehouden int Casteel Batavia vant passerende daer ter plaetse als over geheel Nederlandts-India*, 31 vols. (Batavia and The Hague: 1887-1931).

⁴ 訳注: 1641~42年、マラッカ長官を務める。

⁵ マラッカ北方 [の後背地] に位置し、現在はいわゆるヌグリスンビラン (Negari Sambilan) の一部である。

⁶ 『バタフィア城日誌』では、これらの名前の綴りが多少異なっている。ラジャ・メラ (Radja Mera) については、「ナニンの長 (hoofd van Naningh)」とも言及されている。(『バタフィア城日誌1640~1641年』357頁 [367頁の誤り]) なおパラワンが、よく知られたパハラワン (pahalawan)、すなわち軍司令官 (krijgsoverste) などのことであるのは間違いない。

Vereenighde Oostindische Comp^e jn dese landen)、〔バタフィア〕 総督閣下並びに東インド評議会、当地〔マラッカ〕の市の長官並びにその評議会、また彼ら〔マラッカの人々〕に対して任命された、もしくは後に任命される全司令官 (bevellhebberen) に、次のことを誓約し宣誓する。〔我々は上記の人々に〕 恩義を感じ忠実であること、また忠実なる臣下 (vassalen) が義務と責任を負うように、各々最大限このオランダの体制 (den Nederlandschen staet) への然るべき従順さをもって振る舞うこと。同体制に対し直接的であれ間接的であれ何も企てることなく、〔p. 350〕以前スペイン人やポルトガル人の王の行政官たち (regeerders van den coninck van Hispanien ofte Portugesen) と結んだすべての契約 (contracten) 及び協定 (verbanden) を破棄し無効にすることによって。

2.

また、もしナニンの人々、つまりマニカブル人 (Manicabers) 及びマレー人 (Maleijers) の子孫⁷の誰かが、この契約の内容に違反することがあれば、あるいは長官閣下及びその役人 (officieren) に従順でない場合は、前述の長官と評議会によって相応の罰が下されるよう、前述の首長及び長老たちは、その者を、トマゴンもしくは税務官 (tomagon off fiscaell)⁸の求めに応じて引き渡さなければならない。

3.

ナニンの住民であるマニカブル人が、妻子もしくは正当な相続人 (erffgenaemen) である子孫 (naersaten)⁹なく死んだ場合、ポルトガル人の時代に習慣であったように、会社がその者の遺した物品から半分を受領し、ナニンの首長が同様にもう半分を〔受領する〕。また前述のような相続人がいた場合、十分の一を〔会社と首長〕、そして〔十分の九を〕相続人¹⁰、そこ〔十分の一〕から首長は半分を受領する。

⁷ これはナニン住民の出自を指すのだろうか？ポルトガル人も、マレー半島の住民をマニカブル人（つまりミナンカバウ人 (Menangkabauers) 〔のことである〕）と呼んでいた。（『マレー半島におけるオランダ人の歴史に関する資料』第2巻、246頁、注1）しかし、では誰がここでマレー人と呼ばれているのだろうか？いずれにせよ、〔オランダ〕東インド会社の記録において、スマトラ西海岸のミナンカバウ人も誤ってマニカブル人と綴られている。（例えば『バタフィア城日誌1661年』453頁）

訳注：P. J. de Sousa Pintoは、ナニンの住民をミナンカバウに出自を持つ人々だとしている。P. J. de Sousa Pinto, *The Portuguese and the Straits of Melaka, 1575-1619: Power, Trade and Diplomacy*, trans. R. Roy (Singapore: NUS Press, 2012), 172. ミナンカバウ人は、元々スマトラ中部の内陸盆地に居住する民族で、古くから同地で産出される金や森林生産物の交易を行うとともに、マラッカ王国やジョホール王国の属領に移民を多数送り出していた。17世紀には、当時スマトラ中北部に強い影響力を及ぼしていたアチェ王国と対抗するため、オランダ東インド会社と結び、会社に胡椒や金取引の権利を保証した。弘末雅士「交易の時代と近世国家の成立」『東南アジア史2—島嶼部—』山川出版社、1999年、118、123頁。

⁸ トウムンゴン (Toemenggoeng)。(とくにファン・デン・ベルフ『ジャワ及びマドゥラにおける原住民の地位と称号』[L. W. C. van den Berg, *De inlandsche rangen en titels op Java en Madoera*] 53頁参照) 訳注：トウムンゴンは、マラッカ王国時代にはマラッカの治安長官を指した。ポルトガル時代のマラッカのトウムンゴンは、当初ムスリム住民の代表者としての地位であったが、16世紀末にはナニンのようなマラッカ後背地のムスリム住民村落を治める官職となった。Pinto, *The Portuguese*, 178-79, 210-13.

⁹ 『バタフィア城日誌〔1640～1641年〕』では「残す (naer laten)」。

¹⁰ この2語〔「そして」と「相続人」〕は『バタフィア城日誌』には存在しない。

4.

前述のナニンの住民であるマニカブル人が、別の者の殺害に及び、かつその犯人が逃亡する場合、犯人が妻ないし相続人を残した場合を除き、というのは、先に亡くなった者について述べた通り、彼らが半分を保持するからであるのだが¹¹、会社は少しの例外もなく彼の物品すべてを受領する。

5.

前述の首長及び長老たち、加えてナニンの住民は、つまりマニカブル人もマレー人も、[p. 351] 稲作地並びに他のすべての収穫物 (vruchten) から、その10分の1を東インド会社に提供し続けなければならない。また檳榔 (betele) や胡椒 (peper) の農園からも、毎年以前からの習慣である、その大きさに応じた地代 (rente) を、ヴァリアドール・ドス・オルトス (valiador des hortens)¹²を介して、会社の代理人たち (gemaghtigdens)¹³と前述の住民の面前で〔提供し続けなければならない〕。同園を他者に転売する場合、以前からの慣例通り、会社ないしその代理人にその〔土地代金の〕10分の1を現金で支払わなければならない。

6.

加えて (Mits)¹⁴、集まりの際には、前述のオランダ東インド会社は、前述の徴税者たち (gaerders) に対し、彼らの家計用に200ガンタン (gantangs)¹⁵の粉米 (melie)¹⁶ないし舂すりしていない米 (ongestooten rijs) を、さらに前述のナニンの首長への承認の印として亜麻布 (lijnwaet) とカッサ (cassa)¹⁷ 1組を、供給し続けなければならない。

7.

農園から前述の粉米や (all)¹⁸金銭が集められる¹⁹時には、以前からの慣習のように現物でも現金でも、首長は上述の収入から10分の1を受領する。さらに、同首長の書記 (schrijver) は5クルサード (crusados)²⁰を、また同園及び前述の粉米の評価者 (prijsseerder) も同様に5クルサードを、一度に彼らの賃金として追加なく〔受領する〕。

¹¹ 訳注：第3条を指していると思われるが、明確な関連性は不明。

¹² ヴァリアドール・ドス・オルトス (valiador dos hortens)、つまり園の査定者。

¹³ 『バタフィア城日誌』では、ここにセミコロンが入る。おそらくそれは「住民」の後ろに入るべきであろう。

訳注：つまり、『バタフィア城日誌』に従えば、「会社の代理人の面前で〔提供し続けなければならない〕。前述の住民が同園を他者に転売する場合」となる。

¹⁴ 『バタフィア城日誌』では「加えて (mitsgaders)」。

¹⁵ 訳注：1ガンタンは、1イギリスガロンと等しく約4.546リットル。

¹⁶ 『バタフィア城日誌』では「ネーリー (neelie)」。

訳注：『バタフィア城日誌』による。“Nely,” *VOC-Glossarium*, Instituut voor Nederlandse Geschiedenis, 2000, <http://resources.huygens.knaw.nl/pdf/vocglossarium/VOCGlossarium.pdf>.

¹⁷ 綿布の一種。

¹⁸ 『バタフィア城日誌』では「及び (als)」。

訳注：『バタフィア城日誌』による。

¹⁹ 『バタフィア城日誌』は「であろう (sal)」を加える。

²⁰ 1クルサードは、フェーレンタインの時代には3/4リアルであるが（〔F. Valentijn, *Oud en Nieuw Oost-Indiën*〕バタフィア、357頁）、通常は少なく約1.25グルデン。

8.

檳榔を積んだ船がナニンから来たなら、その船は貯蔵所 (bancksael) ²¹の横に留まり、同じ檳榔 1,000枚から100枚を税 (gerechtigheijt) として支払う義務を負う。同じく各プラウ船 (prauw) ²²は、1クルサードを前述の会社に支払わなければならない。同様に、収税官もしくはシャーバンドル (ontfanger off sabander) ²³の使用人に対し、檳榔を1袋につき100枚支払わなければならない。[p. 352] ただし家禽、タバコ、竹に入った乳は例外とされる。それらは如何なる負担 (lassten) も免除されていた [からである]。

9.

さらに、前述のトマゴンもしくは収税官は、貯蔵所に使用人を1人いつも維持する義務を負う。その者はまた、前述の船で来航した人々に、壺、鉢、水瓶、木を切るためのはさみ (paringh om houdt kappen) 及び蠟燭ないシランプを世話しなければならない。また二度の食事 [として]、各人に1スハウバ (schoupa)、すなわち1ポンド半の米、そしてさらに塩もしくは新鮮な魚、野菜も前と同様に。貯蔵所により長く滞在する (vertrouwen) ²⁴場合のさらなる食料については、前述した人物の負担であり続ける。

10.

また、パンカラン (Pangkalan) ²⁵に何隻かの (eenige) ²⁶会社のプラウ船が用意されている時に、前述したナニンの住民が彼ら自身の船で—それはそうでなければ彼らに許されていない—近づく場合は、[ナニンの住民は] 以前に述べた彼らの品物に対する税に加えて、各プラウ船につき2タンガン (tangans) ²⁷を前述の会社もしくは収税官に支払い続けなければならない。

²¹ 訳注：この語の語源については、サンスクリット語など諸説ある。ヨーロッパ言語で書かれた史料にしばしば見られ、倉庫などを意味する。H. Yule and A. C. Burnell, *Hobson-Jobson: Being a Glossary of Anglo-Indian Colloquial Words and Phrases, and of Kindred Terms* [以下『ホブソン・ジョブソン』と記す] (London: John Murray, 1886), 46-47. 18世紀黄埔においてヨーロッパの貿易会社が施設した大型倉庫もそう呼ばれていた。L. Yong, *The Dutch East India Company's Tea Trade with China, 1757-1781* (Leiden: Brill, 2007), xvii.

²² 訳注：東南アジア島嶼部において用いられる小型木造船。

²³ 訳注：ペルシア語の *shāhbandar* に由来する語。東南アジアの港における外国商船並びに居留外国人の管理責任者として知られる。王権から任命され、外国商船の接待、管理、徴税及び居留外国人商人の統制を司った。

²⁴ 『バタフィア城日誌』では「滞在する (vertoeven)」。

訳注：『バタフィア城日誌』による。

²⁵ 正確な位置は、私にはわからない。

訳注：パンカラン (pangkalan) か？現代インドネシア語では、パンカランは「船や小舟が錨を降ろす場所」、すなわち港、河港、集荷地を意味する。いわゆるマレー語のパンカランもほぼ同様で、上陸場所、棧橋、陸揚げ場所を意味する。とくにスマトラ島では同島の河川交通に関わる中継交易地として機能した。大木昌「19世紀スマトラ中・南部における河川交易—東南アジアの貿易構造に関する一視角—」『東南アジア研究』第18巻、第4号、1981年、636～38頁。

²⁶ 『バタフィア城日誌』にある「まったくいない (geenige)」が妥当。

訳注：つまり、『バタフィア城日誌』に従えば、「パンカランに会社のプラウ船がまったく用意されていない時に」となる。ここでは底本に従う。

11.

以下のことも前述の住民に認められた。すなわち、彼らの損害と檳榔の葉 (bladeren) の腐敗を未然に防ぐために、前述の収税官ないしその使用人は、貯蔵所にある前述の〔檳榔〕葉に値段がつけられ、それが販売される前に、檳榔に対する税を徴発する権限を持たない。

12.

ナニンのパンカラン (Pacalam) にプラウ船もしくはバルイン船 (baluijns)²⁸が到着したなら²⁹、商品の所有者は [p. 353] 前述の商品を、ナニンの運搬人たちが手にする時まで、ジュロウ・パイカラン (jurou paicalaen)³⁰、つまり前述の船の検査官 (visiateur) の家に保管する義務を負い続ける。月5クルサードである前述のジョウロウ・パッカラン (jourou paccallaen) の給与は³¹、会社の負担であり続ける。

13.

ナニンの住民は、住居ごとどこか他の場所へ出発することを望むなら、同収税官に対し、会社の印章 (zegell) とともに署名した首長への暇乞いの書面を示し、加えて前述の会社のために1名につき鶏1羽を贈物として〔進呈する〕義務を負い続ける。

14.

同様に、マニカプル人が他の場所から前述のナニンに居住する、もしくは旅行するために来る時³²、彼らは、以前のようにオランダ東インド会社に対し、1人あたり (voor ijder hooft) 8リアル貨1枚を現金で支払わなければならない。また収税官もしくはトマゴンの許可を得ず、前述のように人頭税を支払うこと (ende te betalen voor hooftgelt)³³なく出発するならば、その上さらに、前述の会社のために10リアルの罰金を支払わなければならない。

15.

男奴隷 (slaven) もしくは女奴隷 (slavinnen) が、キリスト教徒になるためにナニンからマラッ

²⁷ タンガないシタンク (Tanga's of tangen)、インド亜大陸 (Vóór-Indië) の硬貨。(『ホブソン・ジョブソン』682頁参照) オランダ東インド会社は、1658年と1660年にそれを鑄造させている。すなわち「インド、セイロン及びコロマンデル沿岸におけるタンクの形をした引き延ばした銅(ないし錫)の硬貨 (stukjens getrocken cooper, (of tin))」である。4タンクは「通常の1スタイフェル (een gemeene stuyver)」である。(ファン・デル・シャイス [編]『オランダ領東インド布告集1602~1811年』[J. A. van der Chijs, ed., *Nederlandsch-Indisch plakaatboek, 1602-1811*] 第2巻、311、335頁)

²⁸ 漕船の一種。(『蘭領東インド百科事典』[P. A. van der Lith et al., ed., *Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië*] 第4巻、480頁参照)

²⁹ 到着したなら (Aenlanghende) [を補う]。

訳注：編者に従う。

³⁰ 『バタフィア城日誌』では「ジュロウパンカッラーン (juroupancallaen)」。つまりジュル・ブンチャラン (djoeroe pentjalang)、すなわち、船を臨検する責任を負った警備船の長。(『蘭領東インド百科事典』第4巻、485頁参照)

³¹ 『バタフィア城日誌』では「の給与 (de tractement van)」。

訳注：底本de tractement vanを欠くも『バタフィア城日誌』による。

³² 『バタフィア城日誌』では「来る時 (comende)」。

訳注：底本comendeを欠くも『バタフィア城日誌』による。

³³ 『バタフィア城日誌』ではende t'betaelen van hooftgelt。

カへ去ることがあれば、そのような男奴隷ないし女奴隷の所有者は、トマゴン、税務官、バリーウ (balieu) もしくは収税官がそれについて定める〔価格〕水準 (taxt) に従い、その男奴隷ないし女奴隷の価格から正当に認められた半分〔の取り分〕を、追加なく受領し支払いを受けるように³⁴。

16.

しかしながら、キリスト教徒であれムスリム (Mooren) であれ、会社の奴隷 (lijffeijsene) もしくはマラッカの住人がナニンや周辺の場所へ急に向かったならば、前述の諸首長³⁵ないし長老は、その〔地域の〕住民たちと一緒にあって、誰も例外なく、[p. 354] その者たちを彼らの主人に届けるべく拘留し、直ちにマラッカへ連行しなければならない。ただし、前述の所有者から5クルサードを追加なく受領するという条件で。

17.

また上記の条項の内容が揺るぎなく履行されるように、前述の長たちは、彼ら自身のためにも全住民の名においても、1ヶ月以内に〔マラッカ〕長官閣下ないしその代理人たちに、〔ナニンへ〕逃亡したすべてのキリスト教徒、男奴隷、女奴隷を引き渡すことを誓約し、宣誓する。〔マラッカ〕市の包囲中及びその後捕まり、奴隷としてマニカブル人へ売られた者たちについても同様で、如何なる口実や隠れ蓑によっても、彼らを誰一人隠したり秘密にしたりすることのないように³⁶。

18.

さらに、長官閣下並びにその評議会の査定及び承認のもと、前述の包囲の間に捕えた者たちの身代金として、彼らの価格を受領する場合は、彼ら〔長官及び評議会〕の裁量で、前述の〔それらの〕奴隷を〔受領したのと〕同じ価格で (door)³⁷引き取る (aan te vaerden) か、その所有者に保持させることになる³⁸。

19.

そうしたことを踏まえて、マレー人キリスト教徒の自由民 (vrije Maleine Christenen) が、前述のナニンで住み、農業や檳榔栽培で生計を立てることを望むなら、そのことは彼に許可される。ただし、他の住民と同じく慣行による税 (cosstume) を支払うという条件で。そして重要なことは、それが誰かの使喚や抑圧ではなく自由意志から行われていることが明らかであるなら。

20.

(以前に指名した) 前述の諸首長は、先に定められた期間〔1ヶ月〕内に、マラッカにおいて前述の長官閣下の代理人たちに、長槍、マスケット銃、剣、斧、刀などの武器、また火薬、[p. 355] 火縄、弾及び軍需品もすべて、留保も例外もなく、それらを保持したり隠したりすることなく引き渡すこと、ましてや再び販売したり、購入したり、他のどこかへ輸出したりしないことを誓約する。〔違反した場合は〕生命や物品を失う³⁹。

³⁴ 『バタフィア城日誌』では「なければならぬ (sullen de)」〔を補う〕。

³⁵ 『バタフィア城日誌』では「首長 (Capiteyn)」。

³⁶ 『バタフィア城日誌1641～1642年』78頁には、「ナニンの人々は我々の体制に対し従順に振る舞っていたが、キリスト教徒奴隷と奪われた武器の返還には非常に緩慢であった」とある。

³⁷ 『バタフィア城日誌』では「で (Voor)」。

訳注：『バタフィア城日誌』による。

³⁸ 訳注：原文文意不明瞭、試訳。

21.

この契約の締結後、キリスト教徒を一奴隷であれ自由民であれ—ムスリムもしくは不信仰者 (Heijden) へ売る者、彼らを善意 (goedt willens) であろうと抑圧によってであろうと、その主人から奪い取ったり [どこかへ] 送ったりしようとする者はすべて、とくにそのようなキリスト教徒奴隷に割礼を行わせる、あるいは暴力をもってそう仕向けようとする者も、〔上記と〕同じ罰則を受け、刑が直ちに執行されなくてはならない。

22.

前述のナニンの住民は、直接的であれ間接的であれ、如何なる〔オランダ人以外の〕外国人 (buijtenlantsche natie) とも交易や取引をしてはならず、いつもマラッカ川沿いにおいてのみ彼らの商品を降ろさなければならない。如何なる口実であっても、パナヒー川 (reviere Panagie)⁴⁰沿いで前述の外国人商人との間に別の接触経路 (passagie) ないし頻繁な訪問を維持してはならず、〔違反した場合は〕生命や物品を失う。

23.

そして、前述の諸点及び諸条項の内容がそのすべての項目において揺るぎなく遵守され履行されるように、全体の賛成を得て、〔マラッカ〕長官閣下並びに評議会によって、前述のトウレラ・パラワン (Toulela Palawan) が前述のナニンとそこに属する地の長 (hooft ende capiteijn) に任命され、権限を与えられた。またラジャ・メラ、パルパテイ (Parpatij)、ソウワントアン (Souwantan)、マランガ、マッタマラ (Mattamara)、バンサ・デ・ライア (Bansa de Raija) は、指導者並びに評議員 (overstens ende raden) として、同トウレラ・パラワンも加えて、彼らの忠告や同意なく、ナニンの統治及び政策に関することは何も (mits)⁴¹、協議も決定もされてはならない。〔違反した場合は〕その職の無効と喪失の罰を受ける。その目的のため、〔p. 356〕前述の全体の合意が明らかでない限り、会社の印と書記のインチェ・ファーデル (Jntse Vader)⁴²の署名が入った、命令や許可 (commandementen offte passen) を書き入れるための白紙の書翰 (blancke briefken)⁴³は、配布されてはならない。

以上の通り、長官閣下並びにその評議会、加えて前述のトウレ・パラワン (Toule Palawan) と (ラジャ・メラを除く) 指導者たちによって結ばれ、決議され、定められ、双方でさらなる保証のために署名された。

1641年8月15日、マラッカ市及び要塞にて行われた。

³⁹ 先の354頁、注1〔本稿注36〕参照。

⁴⁰ 『バタフィア城日誌1641～1642年』79、94、95、112、131、137頁参照。この川は現在のリング川 (Linggi) であろうか？ いずれにしてもそれは「ラチャド岬 (Cabo Rachado) のこちら側」に位置している。(『バタフィア城日誌1640～1641年』226頁)

⁴¹ 『バタフィア城日誌』では「何も (niets)」。
訳注：『バタフィア城日誌』による。

⁴² 『バタフィア城日誌』では「インチェ・ヴァーデル (Intse Vadaer)」。

⁴³ 『バタフィア城日誌』では「それら白紙の書翰 (de blancke briefkens)」。

訳注：判紙のような文書か。橋本政宣「未完文書としての『判紙』について」『古文書研究』第11号、1977年、60-86頁。

以下の署名がなされた。ヨアン・ファン・トゥイスト、アントネイ・フルト (Anthonij Hurdt)、ヘラルト・ヘルベルツ (Geraerd Herberth)、J. ラモティウス (Lamotius)、ヨアン・フェルポールテン (Joan Verpoorten)、ピーテル・バック (Pieter Back)⁴⁴、ローレンス・フォルセンブルフ (Lourens Florssenburgh)⁴⁵、シャーバンダルのヤン・ヤンスゾーン・メニー (Jan Janszoon Menie)、そして私もここに、書記アドリアーン・ホフカンブ (Adriaen Hoffcamp)。

ペルシア 1652年4月10日～5月9日⁴⁶

ペルシア語からの翻訳。「アムステルダム契約集 第3巻」より⁴⁷。

[p. 50]

オランダ人 (Hollanders) がポルトガル人 (Portuguese) に対して獲得した戦利品 (buijt) を保持することに関する命令書 (Bevelschrift)。その中に商人たちの商品も他の関係者 (andere daer onder) の〔商品〕も含まれないという条件で、キリスト生誕後 年 月〔底本日付を欠く〕⁴⁸に当たる〔ヒジュラ暦〕1045年ラビーウ・アル＝アウワル月 (maent *Rabda Lawwel* [*Rabi' al-Awwal*])⁴⁹の17日に、王のサフィー1世によってホルムズの知事 (regent van Hermoez (Hurmuz)) バルフルダル・スルターン (Berchoerdaer Sultaan (Barkhurdar Sulṭān))⁵⁰に与えられ⁵¹、キリスト生誕後 年 月〔底本日付を欠く〕に当たる1062年ジュマダー・アル＝アウワル月 (maent *Zjumadie d'eerste* [*Jumādā al-Awwal*])⁵²に、アッバース2世によってハムロン〔バンダレ・アッバース〕 (Gamron) の知事タフマースブ・クリー (t Hamaasp Koelie [*Ṭahmāsb Qulī*])⁵³に対し更新された。

王のアッバース2世の押印箇所。すべて者によって守られるべき命令 (gebodt) が発せられた。すなわち、以下の通り。

支配 (heerschappie) 及び統治職 (regeerampt) の避難所、支配及び統治職における完全な者にして、アッバース2世に属する祝福された海の交易場 (zeecoopplaetse) 〔バンダレ・アッバース〕の知事であるタフマースブ・クリー・スルターン (t Hamaasp koelie sultaan [*Ṭahmāsb Qulī Sulṭān*]) は〔以下のことを心得よ〕。オランダ人の長 (Capiteijn)⁵⁴が、喜びの場所 (plaetse

⁴⁴ 「バーク (Baeck)」の可能性が高い。

⁴⁵ フォルセンブルフ (Forsenburgh) の誤り。

訳注：編者に従う。

⁴⁶ 訳注： *Corpus diplomaticum*, 2:doc. 205, 50-51.

⁴⁷ 訳注：NL-HaNA, VOC, 1.04.02, inv.nr. 4780, fols. 584r-85v.

⁴⁸ 1635年8月31日。

⁴⁹ ラビーウ・アル＝アウワル (第1)。

⁵⁰ Barkhurdar Sultan〔編者によるペルシア語原語の表記〕。(ホッツ〔編〕『1651～1652年オランダ東インド会社使節ヨアン・クネウスによるペルシアへの旅の日記』〔C. Speelman, *Journal der reis van den gezant der O. I. Compagnie Joan Cunaeus naar Perzië in 1651-1652*, ed. A. Hotz〕263頁)

⁵¹ 訳注：『蘭領東インド外交文書集』には収録されていない。

⁵² 1651年〔1652年の誤り〕4月10日に始まり同年5月9日に及ぶ。

⁵³ Thamasp Koeli Khan〔編者によるペルシア語原語の表記〕。

van vreugden)の君主ハーカーン(den prince *Chahaan* [*khāqān*])⁵⁵であらせられる朕の父王(サフィー1世)(神よその信仰を照らし給え)によってラビーウ・アル=アウワル月に下された命令書を掲げ示したが、同書の内容は以下の通りであった。

オランダ人の長が恭しく、如何にポルトガル人が海において盗賊(roovers)の如く振る舞い、ほぼずっとすべての地域の商人にあらゆる損害を与え、ムスリムの人々(de *natie van de Muslimaans*)や他の人々から強奪、略奪しているかを知らせ、さらに前述の〔オランダ人の〕長は(それを防ぐために)彼らポルトガル人と戦っており⁵⁶、もし彼らを征服した場合、ホルムズの知事が、彼らオランダ人?〔原文ママ〕に対し、彼らとその国民〔ポルトガル人〕から獲得する略奪品について異議を唱え、その一部の分け前にあずかろうとそれに介入するかもしれないと伝えたので、朕(wij)は以下のことを指示し命じた。すなわち、[p. 51]オランダ人がポルトガル人から獲得する戦利品は、その中に商人及び他の関係者に属する商品が含まれないなら、彼ら(オランダ人)の所有、所属物であり、誰もその一部の分け前にあずかろうとそれに介入してはならない。統治と支配の職の避難所であるホルムズの知事バルフルダル・スルターンは、前述の命じられた内容に従ってこれを認め、命令に反しないように。

〔オランダ人が〕その〔命令の〕承認と更新を祝福された君主である朕に請願したので、それに対し指示し命じた。支配の避難所〔タフマースブ・クリー・スルターン〕は、喜びの場所⁵⁷の君主ハーカーン〔による〕この命令書の内容を、祝福された君主である朕によって加えられた承認と更新とともに認め、オランダ人がポルトガル人から獲得する戦利品について、その中に商人や他の関係者の商品が含まれないなら、それは彼ら(オランダ人)に所有が認められ帰属し、誰もそれに干渉することがないように。また〔汝〕自身がその義務を負っていると心得るように。1062年ジュマダー・アル=アウワル月に書かれた。

この裏側の上部に次のように書かれていた：

至高の命令に従って。そしてその横には：

前述の〔オランダ人の〕長のもとにある、喜びの場所の君主ハーカーン〔が発した〕命令書の上に、セッジド・ワジールスハップ(*Sejjid Wasierschap*)の避難所⁵⁸にして高き泉、学者たちの主たる閣下(*sijn Hoogh¹ den prince der geleerde*)、気高く何にもまして高められたハーカーンの国(*Chahaanse rijcx*)の支柱によって書かれたものと一致して。

その下に：

イウティマード・アル=ダウラ(*Atemaad Dawleh* [*i'timād al-dawla*])⁵⁹、ハリーファ・スルターン(*Chaliefah Sultaan* [*Khalifa Sulṭān*])の押印箇所。

⁵⁴ 訳注：ヨアン・クネウス。1651～52年、サファヴィー朝宮廷への特使(*expresse ambassadeur*)を務めた。

⁵⁵ 訳注：モンゴル帝国皇帝に由来する君主の称号。

⁵⁶ 1641/42年の10年間の停戦条約〔が満了した〕後の、オランダ東インド会社とポルトガル人との流動的な関係については、ヘーレス〔ほか編〕『マレー半島におけるオランダ人の歴史に関する資料』第3巻の各所を参照。停戦は1652年に終了した。

⁵⁷ ホルムズのことか?〔「喜びの場所の君主」は、死去していることを指すか。〕

⁵⁸ 訳注：「セッジド」は、ペルシア語原語の表記と思われる。「ワジールスハップ」は、ペルシア語で「大臣」を指す*wazīr*と、オランダ語の接尾辞*schap*を合わせた形であり、おそらく「大臣であること」を意味する。元のペルシア語の文言は、*siyādat wa wizārat panāh*、つまり「支配権と大臣職の避難所」か。

⁵⁹ 訳注：サファヴィー朝の宰相職。